

毎週火、金曜日発行(但休日) ときは翌日
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

次 目
◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正

告 示

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「經濟部」を「総務部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。